



# まちづくりガイド

町が取り組む施策や事業についてわかりやすくご紹介します

## ③5 不妊症診断検査費・特定不妊治療費の一部助成を実施しています。

子どもがほしいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれず、不妊に悩み実際に不妊治療を受ける夫婦が増加しています。しかし不妊の治療を受けることは、身体的、精神的な負担も大きいうえに、費用が高額になることも多く、経済的理由から十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくありません。そこで、町では不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成し、子育て支援の一環として子どもを生み育てやすい環境づくりを推進しています。

### 笠松町特定不妊治療費等助成事業

	不妊症診断検査	特定不妊治療
対象者	法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれか、または両方が笠松町に住所を有する人	
所得制限	所得制限なし	前年の所得が730万円未満 (夫婦の所得の合計額)
助成の額	3万円	治療1回につき10万円
助成の回数	1回	1年度あたり2回まで
助成期間	—	5年間
医療機関	指定なし	岐阜県の指定する医療機関
申請方法	検査または治療が終了した日の属する年度末までに、必要書類を添えて福祉健康課へ申請してください。	

※詳しくは福祉健康課・健康担当(388-7171)までお問い合わせください。

